

## 防府市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱

令和2年4月1日制定

### (目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、法律第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。以下同じ。）に要する費用の一部について補足給付費を交付することにより、当該満3歳以上施設等利用給付認定子どもの円滑な特定子ども・子育て支援の利用を図ることを目的として市が予算の範囲内において交付する補足給付事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、防府市内に住所を有する特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であって、次の第1号若しくは第3号に該当する者又は第2号に掲げる施設等利用給付認定子どもがいる者とする。

- (1) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者との世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が77,101円未満である者
- (2) 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(3) 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者

(補助金の金額)

第3条 補助金の額は、1月につき、特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子ども1人当たり4,500円（現に施設等利用給付認定子どもに対する食事の提供に要した費用（副食材料費に限る。以下のこの条において同じ。）の額が4,500円を下回る場合には、当該現に食事の提供に要した費用の額）とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに防府市副食費の実費徴収に係る補足給付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、申請者の属する世帯の所得の状況を証する書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(補助金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、審査の上、交付の可否を決定し、補足給付事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付の決定をした施設等利用給付認定保護者が利用する幼稚園の設置者（以下「施設設置者」という。）に対し、補足給付事業補助金対象者一覧（様式第3号）により、補助金の交付の対象となる施設等利用給付認定保護者及びその特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供するものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 前条の交付決定を受けた者は、補助金の請求及び受領に関する権限を施設設置者に委任するものとする。

2 施設設置者は、施設等利用給付認定保護者から前項の委任を受けたときは、当該施設等利用給付認定保護者から、当該施設等利用給付認定保護者が支払

うべき副食費の提供に要する費用の額から第3条の規定により算定した補助金の額に相当する額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

3 補助金は、第1項の規定による委任を受けた施設設置者の請求に基づき3月分ごとに支払うものとする。

4 前項の請求は、市長が指定する日までに、補足給付事業補助金支払請求書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 補助金交付対象園児免除実績報告書（様式第5号）

(2) 第1項の委任があったことを証する書類

(3) 第2項の規定により控除した額を証する書類

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた施設等利用給付認定保護者が第3条の要件に該当しなくなったときは、交付決定を取り消し、当該施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者の利用に係る施設設置者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、その者に対し、その交付した額の全部又は一部を返還させるものとする。

（関係書類の整備）

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該事業に係る収支についての状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、給付の決定があった年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 副食費の施設による徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書

(宛先) 防府市長

【申請にあたって同意していただく事項】	
1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の税務情報等の公簿、通園先が有する学齢簿、徴収金台帳等を防府市が閲覧及び調査すること。	
2. 申請内容や同意して得た情報を補助金受給資格審査、補助金額の算定、その他の附帯業務のために防府市が利用すること。	
3. 当該補助金の受領に関する権限を私が利用する幼稚園の運営団体(法人等)に委任すること。	
4. 申請書等に記載した内容や補助決定に関する情報を、給食費の減免を行う際に必要な範囲で幼稚園に提供すること。	
5. 要綱に規定する内容を遵守すること。	
以上のことに同意し、副食費の施設による徴収に係る補足給付事業費補助金の交付について、以下のとおり申請します。	

申請者	フリガナ		申請子ども との続柄	現住所	〒 -
	氏名			現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒 -
	連絡先(電話番号)	自宅 ( )		携帯 ( )	
申請 子ども	フリガナ		現住所 申請者と異なる 場合のみ記載	〒 -	利用(予定)幼稚園名
	氏名				
	生年月日	年 月 日			
申請日の 前年1月1日現在の住所 ※	(母親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	
申請日の 前々年1月1日現在の住所 ※	(母親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	

※ 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添付してください。

同居者を全員記入して下さい。※個人番号の記入は不要です。

	フリガナ		申請 子どもとの 続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先
	氏名				
(生計の申請中心者 子どもの番号に○を 及び同居者 して下さい)	1			年 月 日	
	2			年 月 日	
	3			年 月 日	
	4			年 月 日	
	5			年 月 日	
	6			年 月 日	
	7			年 月 日	

※対象となる子どもが複数いる場合は、子ども1名につき1部提出してください。

第2号様式（第5条関係）

指令防教学第 号  
年 月 日

様

防府市長

補足給付事業交付金決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市副食費の実費徴収に係る補足給付補助金について、防府市副食費の実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱第 条第 項の規定により、下記のとおり交付の決定（却下）をしたので通知します。

記

- 1 対象児童氏名
- 2 補助金交付決定額 1月につき金4,500円（ただし、対象児童に対する現に食事の提供に要した費用（副食材料費に限る。以下同じ。）の額が4,500円を下回る月については、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。）
- 3 認定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 却下理由



第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地  
名称及び  
代表者氏名

補足給付事業補助金支払請求書

年 月 日付け指令防教学第 号で交付決定のあった防府市副食費の実費徴収に係る補足給付補助金を交付されるよう、防府市副食費の実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱第6条の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・農協・漁協・信用組合						
	支店・支所・出張所						
口座番号・種別							普通・当座
（フリガナ） 口座名義							

補助金交付対象園児免除実績報告書

幼稚園名： \_\_\_\_\_

No.	児童名		月分			児童名		月分			児童名		月分			左記cの 合計	
	カナ	氏名	給食費 (a)	aのうち 副食材料費 (b)	bの免除（減免）実 績額と4,500円を比 較し、少ない額 (c)	カナ	氏名	給食費 (a)	aのうち 副食材料費 (b)	bの免除（減免）実 績額と4,500円を比 較し、少ない額 (c)	カナ	氏名	給食費 (a)	aのうち 副食材料費 (b)	bの免除（減免）実 績額と4,500円を比 較し、少ない額 (c)		
1					0					0						0	0
2					0					0						0	0
3					0					0						0	0
4					0					0						0	0
5					0					0						0	0
6					0					0						0	0
7					0					0						0	0
8					0					0						0	0
9					0					0						0	0
10					0					0						0	0
11					0					0						0	0
12					0					0						0	0
13					0					0						0	0
14					0					0						0	0
15					0					0						0	0
16					0					0						0	0
17					0					0						0	0
18					0					0						0	0
19					0					0						0	0
20					0					0						0	0
21					0					0						0	0
22					0					0						0	0
23					0					0						0	0
24					0					0						0	0
25					0					0						0	0
計					0					0						0	0

※1 免除（減免）実績額が確認できる領収書の控えの写しを添付すること

対象園児童数（※2）	_____	人
補助対象額合計	_____	円

※2 対象園児童数は \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付けで連携した「副食費の施設による徴収に係る補足給付補助金事業対象者一覧」の数と一致させること。